

# アグリビジネス 経営塾



2005.1.27

税務講座 ③④

## 標準勘定科目(20)……固定負債の表示

森税務会計事務所 所長  
全国農業経営コンサルタント協議会 専務理事・事務局長  
税理士・行政書士  
森 剛一

### 長期借入金

負債のうち一年以内に支払又は返済されると認められるものは流動負債に属し、それ以外は固定負債に記載します。固定負債には、社債、長期借入金、関係会社長期借入金、引当金などがあります。財務諸表規則では、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金で、負債及び資本の合計額の1%を超えるものについては、別科目により表示しなければならないとしています。とくに役員からの長期借入金は、通常は返済期限もないため、「役員長期借入金」としてその他の長期借入金と区別してください。

分割返済する借入金のうち返済期限が一年以内に到来する部分については、「一年以内返済予定長期借入金」として流動負債の部に記載するのが本来の姿です。この場合、勘定処理は長期借入金としたまま、財務諸表の表示の段階で区別する方法が一般的です。なお、財務諸表規則では、一年以内の返済予定額が負債及び資本の合計額の1%以下の場合は、その全額を固定負債として記載することも認めています。

### 長期未払金

構築物のリース取引など、賃借人による専属使用が見込まれるといった一定の要件に該当するも

のは、税務上、売買があったものとして取り扱われます。この場合、リース料の総額をもって資産計上し、同額を長期未払金として経理します。ただし、リース契約書等において、リース資産の賃借人における取得価額が明らかにされている場合は、そのリース料をリース資産の取得価額と金利等の額とに区分することができます(表参照)。  
なお、リース取引とは、資産の賃貸借で①中途解約禁止、②フルペイアウトの両方の条件を満たすものです。フルペイアウトとは、賃借人が支払うリース料の合計額が賃借人における取得価額及び付随費用の合計額の90%以上の場合をいいます。

### 退職給与引当金と退職給付引当金

退職給与引当金は平成14年3月31日までに開始する事業年度の繰入れを最後に平成14年度税制

表. 売買とされるリースの経理方式

	取得価額(本体)のみを計上する方法	金利部分を含めた総額で計上する方法	備考
リース契約時	(構築物) 500 (長期未払金) 500	(構築物) 500 (長期未払金) 600 (長期前払費用)100	本体総額 金利総額
リース料支払時	(長期未払金) 100 (普通預金) 120 (支払利息) 20	(長期未払金) 120 (普通預金) 120	リース料 うち金利部分
決算整理	—	(支払利息) 20 (長期前払費用)20	

注: リース料総額のうち取得価額(本体)を500、金利部分を100とした場合。

改正で廃止され、資本金1億円以下の中小法人の場合、10年間で10%ずつ取り崩します。退職給与支払の負担を簿外負債としないためにも、使用人退職給与の準備は「中小企業退職金共済」などの退職金共済制度を活用するのが良いでしょう。

一方、上場企業では平成13年3月期より退職給付会計が導入されました。退職給付会計では、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れ、これを退職給付引当金として貸借対照表の固定負債の部に計上します。この場合、退職給付引当金に繰り入れた金額は損金に算入されませんので、法人税申告書別表四において繰入時には課税所得に加算、支給時(退職年金掛金支払時)には減算する調整を行います。

### 特別法上の準備金等

青色申告をする特定農業法人が農用地利用集積準備金として積み立てた額(限度額: 農業に係る収入金額×9%)は損金算入されます。この農用地利用集積準備金は、利益処分により積み立てて任意積立金として資本の部に計上するのが本来の姿です。しかしながら、損金経理により農用地利用集積準備金を積み立てた場合には、負債の部に計上されることになります。

こうした場合のように、租税特別措置法などの法令の規定により計上しなければならない準備金で資産の部又は負債の部に計上することが適当でないものは、「II 固定負債」の次に「III 特別法上の準備金」という区分を設けて記載します。

### 来年度事業の検討進む —新たに「経営診断事業」など—

来年度の事業計画・予算の枠組みづくりに向けて、組織委員会・経営委員会の合同会議が1月25日、都内で開催され、農業法人の経営のフォローアップや経営体質の強化を図るため、現在検討されている新たな経営支援活動メニューについて意見交換が行われました。

来年度の新事業の目玉として検討されている一つに、「農業経営診断事業」があります。昨年の台風や集中豪雨など自然災害、また農産物価格の低迷や消費の不振等により、農業法人といえども経営の安定が図りにくくなっているという現状があります。

これまで当協会では、農業法人の皆様がスーパーL資金の法人特例枠(無担保無保証融資)の貸付を受ける際に、当協会が行う経営診断を受診していただくことにより、融資の円滑化に貢献してきましたが、今回新たに、日常的に経営診断を受診いただく仕組みを設けることを提案しています。農業に詳しい税理士の先生方による経営診断やアドバイスを通じて、経営の自己チェックや経営体質の強化にお役立ていただくほか、民間金融機関からの融資等にもお役立ていただけるよう法人の経営指標づくりなども進めていきます。

来年度からの実施に向け、現在大詰めの検討を進めています。

### <お知らせ>

しばらく空席となっていた農林水産省経営局経営政策課の農業法人班の課長補佐として、1月20日付で、岩男 和彦(いわお かずひこ)氏が就任されました。農業経営の法人化推進に向けご指導方よろしくお願いたします。

「アグリビジネス経営塾」234号  
2005年1月27日発行

発行:  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001 H.A.G  
THE AGRICULTURIST GROUP

Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366  
E-mail : hojin@nca.or.jp  
HP : http://www.hojin.or.jp/